

常総地方広域市町村圏事務組合使用料等における受益者負担のあり方に関する基本方針（案）

1 目的

常総地方広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）は、広域的事業として、ごみ処理業務、消防・救急業務、総合運動公園、地域交流センター、障害者支援施設、総合防災センターの管理運営等、様々な行政サービスを提供しており、そのサービスの受益者は多岐にわたっている。また、そのサービス提供には、多様なコストがかかっており、大部分は構成市の負担金で賅われている。

組合が提供している行政サービスについては、ごみ処理のように圏域内のほとんどの住民が便益を受けているサービスと、運動公園施設のように特定の施設利用者が便益を受けるサービスとがある。

このようなことから、特定の施設利用については受益者にその便益に見合う負担をお願いすることで、圏域内住民の不公平感を少なくするとともに、その歳入により特定施設のサービスの向上を図ることも可能となる。

広域行政においては構成市からも、自律性の高い財政運営の確保を求められていることから、利用者の理解を得ながら、その妥当性や有効性、効率性、透明性、公平性などを考慮して、真に必要な広域行政サービスの維持向上に取り組んでいく必要がある。

そこで、組合が提供する広域行政サービスに要するコストを明確にしたうえで、サービスの特性に応じた適正なコスト負担のあり方を定めることとし、「常総地方広域市町村圏事務組合使用料等における受益者負担のあり方に関する基本方針」を策定する。

2 基本方針

(1) コスト計算による算定方法

料金設定の対象となるコストの範囲や算定方法の明確化の基本となる考え方として、人にかかるコストと物にかかるコストを基に、負担額の算出根拠を算出する。

$$\text{サービス提供にかかるコスト} = \text{人にかかるコスト} + \text{物にかかるコスト}$$

(2) 公費負担と受益者負担の負担割合の明確化

受益と負担の開きが大きすぎると、公平性や公益性が損なわれ、適切ではないため、サービスの特性に応じた適正なコスト負担のあり方を定めるものである。

(3) 減額・減免の対象の限定

組合における各サービスの減額・減免の現状としては、減免申請書を提出し承認されたものや公用で使用するもの等が挙げられる。

その中で、過大な減額・減免は、受益者負担の公平性を損なうことから、真に特定のであることを十分に認識し、その対象を限定していくこととする。

(4) 定期的な負担の検証と見直しの実施

適正な受益者負担のあり方を常に維持していくためには、施設やサービスごとの運営状況や、社会的、政策的適合性について反映する必要がある。

(5) 使用料等の設定根拠により、受益者負担の方針から除外するもの

行政財産使用許可による自動販売機設置敷地使用料は、入札により使用料を設定しているため、この方針から除外する。また、国の同一基準である消防手数料や電柱等敷地使用料及び近隣施設との均衡等をみて検討が必要な一般廃棄物処理手数料も同様とする。

3 原価計算方式によるコストの算出方法

(1) 原価に算定する費用（前年度決算額をベースに算出）

人にかかるコスト（人件費）

給料 職員手当 共済費など

物にかかるコスト（物件費、維持補修費）

需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費
負担金補助及び交付金などのうち経常的にかかる経費

※ 減価償却費 固定資産の価値

特に、建設後の経過年数が少ない施設については、利用者への負担が非常に大きくなり、適正な受益者負担の原則からみて過重なものとする。このようなことも踏まえ、施設は、組合の施策として行政目的を持って建設されたものであり、誰もが利用することができ、受益者となり得る「圏域住民全体の財産」であるという考えのもと、減価償却費は原価に加えないものとする。

(2) 原価算定

①面積単位、時間単位での設定が適当な場合

会議室などの部屋貸しや、テニスコート、野球場など一区画当たり時間単位で貸すコマ貸しの施設

$$\text{単価(円/m}^2 \cdot \text{時間)} = \frac{\text{人にかかるコスト(円)} + \text{物にかかるコスト(円)}}{\text{貸出区画の総面積(m}^2\text{)} \times \text{年間貸出可能時間(時間)}}$$

$$\text{原価} = \text{単価(円/m}^2 \cdot \text{時間)} \times \text{貸出面積(m}^2\text{)}$$

②面積単位、時間単位での設定が適当でない場合

プール施設などの個人利用施設や、入館料方式の施設

$$\text{原価(円/人)} = \frac{\text{人にかかるコスト(円)} + \text{物にかかるコスト(円)}}{\text{年間利用人数(人)}}$$

(3) 原価に算定しない費用

施設の建設費・大規模改修費、施設の土地の取得費用
その年度のみの一時的・臨時的に要した費用、災害復旧に要した費用

4 公費負担と受益者負担の割合

適正な使用料を算出するため、広域行政サービスの及ぶ範囲や程度、広域行政関与の度合い（行政にしかできないものなのか、民間にも類似のサービスが存在するのか等）について検討し、施設の性質に応じて、管理原価に対する公費負担と受益者負担の割合を設定する。

A 公共的・必需的サービス

行政が中心となって提供され、日常生活上、ほとんどの人に必要とされるサービス

【例】道路

公費負担：100% 受益者負担：0%

B 公共的・選択的サービス

民間での提供がない、または、ほとんどない施設であるが、個人によって必要性が異なるサービス

【例】公民館、市民会館

公費負担：50% 受益者負担：50%

C 民間的・必需的サービス

民間でも提供可能で、日常生活上、ほとんどの人に必要とされるサービス

【例】斎場

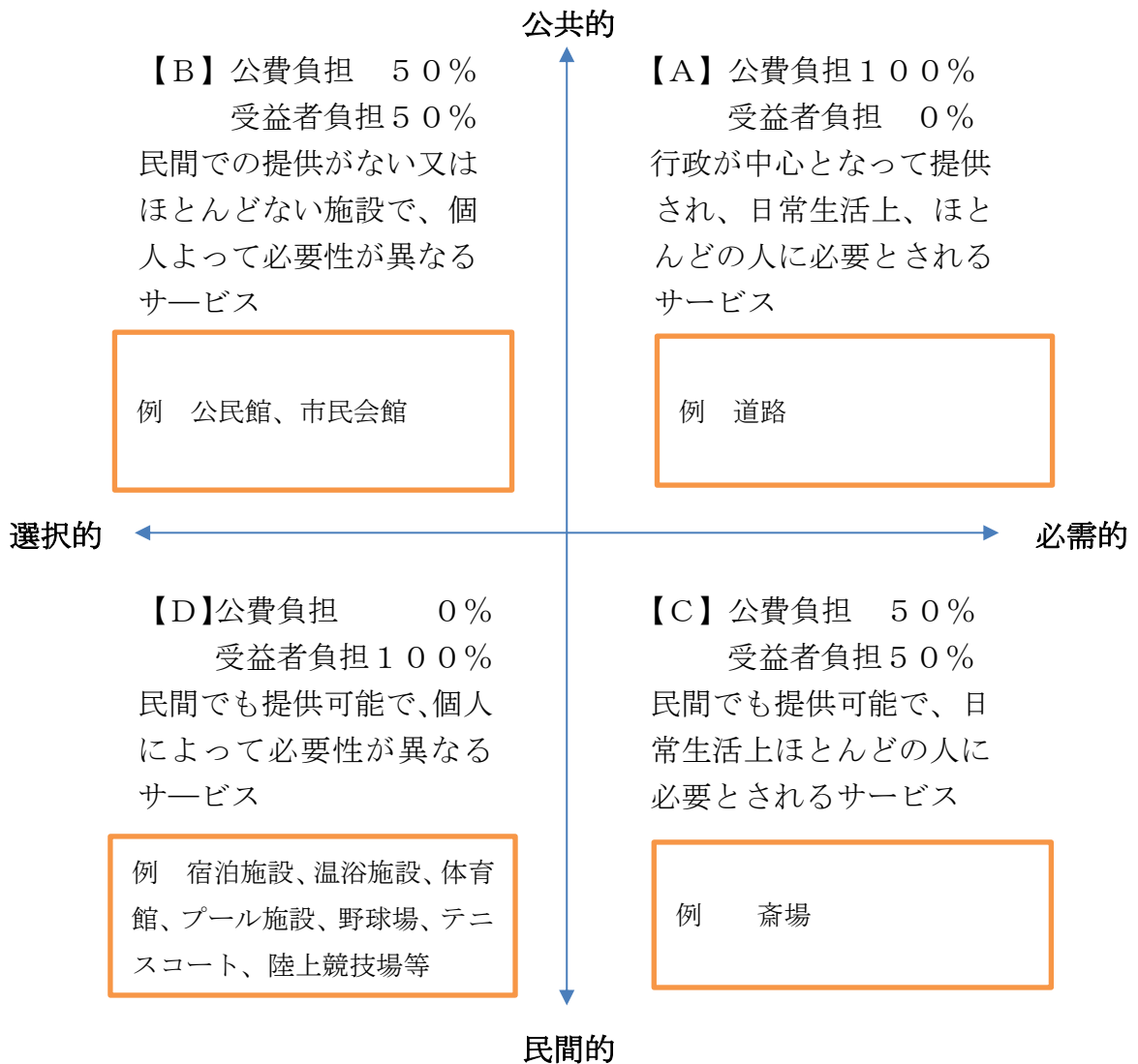
公費負担：50% 受益者負担：50%

D 民間的・選択的サービス

民間でも提供可能で、個人によって必要性が異なるサービス

【例】宿泊施設、温浴施設、体育館、プール施設、野球場、テニスコート、陸上競技場等

公費負担：0% 受益者負担：100%



5 受益者負担額の決定

$$\underline{\underline{\text{受益者負担額} = \text{原価} \times \text{受益者（性質別）負担割合}}}$$

受益者負担額の決定に当たっては、基本方針を原則としつつ、構成市及び近隣の同様施設の現状を踏まえ、著しく差が生じる場合は、調整を行うものとする。また、構成市以外の利用者や営利目的利用者等へは、受益者負担の目的が、負担に対する公平性を確保することであるため、原則として一定の割増しの負担についても考慮するものとする。

6 その他の扱い

(1) 激変緩和措置

使用料の見直しが大幅な増額とならないように、原則として現行使用料単価の1.5倍を超えない範囲とする措置を講じる。

(2) 端数処理の扱い

基本的に総額が50円未満の場合は50円とし、その他は10円単位で10円未満は切り捨てとする。ただし、施設の状況に応じて適宜、端数処理の基準を決めることができるものとする。